

別 紙

(停止・変更)

有資格業者名	措置期間	適用条項	備考
東京都港区港南二丁目15番2号 株式会社大林組 代表取締役 佐藤 俊美	令和8年4月15日 から 令和8年5月14日 まで (1か月)	館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領 第2条第1項 (別表第2第13号)	左記業者及びその社員2名は、令和6年12月25日、山梨県南巨摩郡富士見川町におけるトンネル新設工事に関し、鯉沢労働基準監督署による立入検査の際に事実と異なる説明を行ったとして、令和8年3月24日、鯉沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。